国立大学法人小樽商科大学 インフラ長寿命化計画(行動計画)

平成29年 3月 国立大学法人小樽商科大学

目 次

1. はじめに	• • • • • • • • • • • • • • • • • • 1
2. 計画の範囲	
3. 目指すべき姿	
4. 対象施設について	
5. 必要施策に係る取組の方向性	
6. 中長期的なコストの見通し	
7. フォローアップ	

1. はじめに

本学は、1911年に開学した小樽高等商業学校を前身とし、1949年に小樽商科大学、2004年には国立大学法人小樽商科大学となり、これまで100年を超えて公的財政支出により本学の教育研究の基盤となる学校施設等の整備、維持管理を行っている。

国民の社会活動を支えるのに重要な施設の一つである学校施設の多くは、現在老朽化が進んだ状態であり、これに対応するために従来の改築などの手法では、現在の厳しい財政状況下においては困難であるため、点検により劣化、損傷等の老朽化の状況を的確に把握し、優先順位付けや予算の平準化、トータルコストの縮減等を加味した計画を策定し、効果的、効率的に長寿命化を図ることが必要となっている。

一方、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、政府全体の取組として、国民生活や社会経済活動を支えるインフラに関する維持管理等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」(以下「基本計画」という。)が平成25年11月に策定された(インフラ老朽化対策の推進に関する関係府省庁連絡会議決定)。

この基本計画を踏まえ、文部科学省では所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(以下「本行動計画」という。)を平成27年3月に策定し、これにより、所管又は管理施設の長寿命化に向けた、各設置者における取組を一層推進するものとしている。

本行動計画において、国立大学法人が所有する学校施設も対象となっており、本学においても「インフラ長寿命化計画」の「行動計画」を平成28年度末までに、又、「個別計画」を平成32年度末までに策定することが求められている。

2. 計画の範囲

2. 1 対象施設

現在、本学のキャンパス内に有る全ての建物及び建物付帯設備、基幹設備(ライフライン)(電力、ガス、給排水、空調、情報・通信等)、道路、駐車場及び擁壁等の工作物を対象とする。

2. 2 対象期間

平成29年度から5年間毎に区切りの平成39年度までの計画とする。

3. 目指すべき姿

計画の対象となる施設は、経年が進んでいるものが多く、今後急速な老朽化が想定されるが、これらの安全性を確保すると共に利用者側から求められる機能変化への対応も必要

となってくる。そのためには、定期的な点検・診断を行い施設の現状を把握し、その結果 を踏まえて修繕や改修等の計画を策定・実施していくという「メンテナンスサイクル」を 構築し、これを継続させていく事でインフラの長寿命化を図る必要がある。

現在の厳しい財政状況の下、これまでの改築などによる施設の更新から、長寿命化への 転換により、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減を図ると共に、個別計画の 策定により予算の平準化を図ることが必要である。

4. 対象施設について

4.1 対象施設の現状と課題

本学の施設は、文部科学省が定めた「国立大学法人等施設整備5か年計画」の基、又、本学のキャンパスマスタープランに基づき計画的に整備がすすめられてきた。第3次5か年計画期間中には建物の耐震化整備が進められ、本学においても建物の耐震化について全て終了した。又、ライフラインの空調設備については更新整備が進んだが、他の設備の更新整備や建物の老朽改善整備は進まなかった。平成28年5月現在で経年25年以上の建物は、保有面積の63%となっており、今後5年間でその割合は77%まで増加するため、計画的な老朽改善整備が必要な状況となっている。

4. 2 維持管理の現状と課題

4. 2. 1 点検・診断の実施状況

本学の対象施設、基幹設備等について、建設年度(設置年度)、修繕・更新等の状況、 点検等の状況、法律による点検適用状況などについて調査確認を行い長寿命化を図る計画 をたてる事が必要であり、これらの点検・診断は定期的に実施する。又、経年による機能 の陳腐化などにより、教育研究活動の高度化、国際競争力の強化、産学官連携の推進など に支障が生じていないか、バリアフリーや省エネ対策に対応できているかなどについても 点検確認し、機能向上を図ることも重要である。

4. 2. 2 対策の実施状況

対象施設等に対する法的に必要な点検、日常的な修繕又は改修等については、これまで 行われてきたが、今後は、より計画的、長期的視点を持って実施することにより、施設の 維持管理にかかる中長期的トータルコストの抑制と施設の長寿命化を図る。

4. 2. 3 老朽施設の計画的対策の必要性

本学の施設については、これまでも日常的、計画的な維持管理等を行ってきたが、現在の施設整備をめぐる厳しい財政状況の中では、最大限の施設の有効利用を図りつつ、計画的な修繕・改修等の対策を進め、施設の長寿命化を図っていく。特に老朽化が進んでいる基幹設備(ライフライン)については、未然の事故防止、教育研究機能の確保のため施設の実態把握及び的確な点検を進め、計画的に対策を実施する。

5. 必要施策に係る取組の方向性

5. 1 行動計画、個別施設計画の策定

本学は、本年度この「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定し、この行動計画に基づき「インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」を平成32年度までに作成することとする。なお、老朽施設の計画的な改善や、キャンパスマスタープラン策定において、施設の長寿命化等に関する考え方を定めるよう推進されているが、本学の施設整備計画、修繕計画等にインフラ長寿命化のための行動計画・個別施設計画と同種・類似の内容が含まれている場合、インフラ長寿命化基本計画の趣旨を踏まえ、必要に応じて適切な機会に内容の充実を図るなどの工夫により、既存の施設整備計画、修繕計画等を行動計画、個別施設計画に代替することが出来るものとする。

5. 2 対策の着実な実施

本学は、策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)、インフラ長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、計画的かつ着実に対策に取り組むこととする。

5. 3 予算管理(予算の平準化や財源確保等)

老朽化した施設を良好な状態に保つため、施設の長寿命化に係るメンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図る。又、必要となる予算についてその確保について努力する。

6. 中長期的なコストの見通し

インフラの長寿命化への転換により、維持管理に係るトータルコストの縮減を図るために、個別計画の策定により算出される中長期的な維持管理にかかるコストの把握が必要であり、今後、コストの把握と共に中長期的に必要となるコストの見通しを把握し、必要となる取組を進めていく。

7. フォローアップ

本行動計画の取組を確実なものとするため、個別計画策定時の点検や修繕に関して想定した内容やサイクルなどについては、定期的な検証と必要となる場合は見直しを行い、インフラの長寿命化の内容充実と取組の深化を図っていくものとする。